

「一者随意契約理由書」

本業務は、核家族化の進行や共働き家庭の増加により、子どもと地域住民とのつながりが希薄化している社会情勢の中で、放課後における児童の社会性の養成並びに健全育成を図るために地域の大人との交流、とりわけ高齢者とのふれあいを主目的としている事業である。

一方で、高齢化社会が進展する中で、今後ますます高齢者の就労機会の確保を図ることが政策目的に必要となっている。

こうした中、高齢者の福祉の増進と高齢者の能力を活かした活力ある地域づくりを目指し設立された公益社団法人愛知県シルバー人材センター連合会豊橋市事務所等に当該業務の運営を依頼することは公益性があり、またその設立の趣旨にも合致するものであるので、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき随意契約とするものである。